

毎週火、金曜日に発行（但休日に当たるときは翌日）
昭和四年四月五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇規則 鳥取県管境港魚市場管理規則

規則

鳥取県管境港魚市場管理規則をここに公布する。

昭和三十七年九月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十六号

鳥取県管境港魚市場管理規則

(目的)

第一条 この規則は、鳥取県管境港魚市場（以下「魚市場」という。）の維持管理及び業務に関し必要な事

項を定める。

(取扱品目及び業務)

第二条 魚市場においては、次の各号に掲げる品目について卸売の業務を行なうものとする。

- 一 生鮮水産物
- 二 加工水産物

(取引の方法)

第三条 魚市場において行なう取引は、現品について、せり売又は入札の方法によるものとする。ただし、次の各号の一に該当する場合においては、この限りでない。

- 一 品種により、せり売又は入札の方法による販売が不適当であるとき。
- 二 数量が多過ぎ、又は到着が遅れたため、せり売又は入札の方法による販売が困難であるとき。
- 三 その他知事が必要と認めるとき。

(魚市場開場の時間及び休日)

第四条 魚市場の開場時間は、午前四時から午後六時

までとする。ただし、知事は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 魚市場の休日は、次のとおりとする。ただし、知事は、必要があると認めるときは、臨時に休場し、又は開場することができる。

- 一 一月一日から一月三日まで
- 二 毎大陰暦月十七日

(使用料納付期限等)

第五条 鳥取県宮境港魚市場使用料条例(昭和三十七年七月鳥取県条例第三十四号。以下「条例」という。)第一条に規定する使用料の納付期限は、次の各号によるものとする。

- 一 条例別表の水産物販売のための使用によるものは、その使用の日の属する月分をまとめて、その翌月十五日
- 二 条例別表の水産物の荷さばきのための使用によるものは、その使用の日から十日を経過した日

2 第八条の規定により許可を取り消された者又は第

九条の規定による届出をした者は、その取消しのおつた日又は届出の日から十日以内にそれまでの使用料を納付しなければならない。

(卸売人の許可)

第六条 魚市場を使用して卸売業務を営もうとする者は、様式第一号による卸売人許可申請書に次の各号に定める書類を添えて提出し、知事の許可を受けなければならない。

- 一 業務規程
 - 二 法人にあつては定款
 - 三 最近の財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益金処分書又は欠損金処理書
 - 四 法人にあつては、登記簿謄本及び出資者名簿、個人にあつては、身分証明書及び履歴書
 - 五 様式第二号による誓約書
 - 六 その他知事が必要と認める書類
- 2 第項第一号に規定する業務規程には、次の各号に掲げる事項を規定しなければならない。

提出しなければならない。

(許可の取消等)

第八条 知事は、卸売人が次の各号の一に該当するときは、その者に対し、その許可を取り消し、又は必要な措置を命ずることができる。

- 一 この規則の規定若しくはこれに基づく知事の処分に違反し、又は業務に関し著しく不当な行為があつたとき。
- 二 使用料の納付その他魚市場の使用に関し、県に対し負担する債務の履行をおこたつたとき。
- 三 第六条第三項第一号又は第二号に該当するに至つたとき。
- 2 前項に規定する処分により生じた損害については、知事は、その賠償の責を負わない。

(卸売人の辞退)

第九条 卸売人が魚市場における卸売の業務を廃止しようとするときは、様式第四号による卸売人辞退届を提出して知事に届け出なければならない。

一 売買取引の方法

二 販売代金の收受及び支払の方法

三 販売手数料

四 仲買人指定の条件及び保証人に関する事項

五 保証金に関する事項

3 第一項の申請があつた場合において、申請者が次の各号の一に該当する者であるときは、知事は許可しないものとする。

- 一 破産の宣告を受け復権を得ていない者
- 二 禁こ以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終つた日又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者
- 三 第八条の規定により許可の取消しを受け、その許可の取消しの日から三年を経過しない者
- 4 第一項の許可の期間は、五年以内とする。

(荷さばきのための使用願)

第七条 魚市場を使用して水産物の荷さばきをしようとする者は、様式第三号による魚市場使用願を知事に

(き損又は滅失の届出)

第十条 魚市場の施設をき損し、又は滅失した者は、ただちに様式第五号によるき損又は滅失届を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(仲買人及びせり人の届出)

第十一条 卸売人は、その所属する仲買人及びせり人を指定したときは、様式第六号による届出書を提出して知事に届け出なければならない。

(兼職禁止)

第十二条 卸売人若しくは卸売人である法人の役員又はそれらの従業員は、仲買人若しくは仲買人である法人の役員又はそれらの従業員を兼ねることができない。

(届出)

第十三条 卸売人は、次の各号の一に該当するときは、ただちに知事に届け出なければならない。

- 一 仲買人又はせり人の指定を取り消したとき。
- 二 業務規程を変更したとき。
- 三 法人にあっては定款又は登記事項に変更があつたとき。

たとき。

(財産目録等の報告)

第十四条 卸売人は、毎年(法人にあっては毎事業年度)財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益金処分書又は欠損金処理書を知事に提出しなければならない。

(販売手数料)

第十五条 卸売人が委託者から收受する販売手数料は、売上金額の百分の六以内において知事の承認を得て、これを定めなければならない。

(業務上の禁止行為)

第十六条 卸売人は、正当な理由なくして、第二条に規定する取扱物品の販売の受託を拒み、又は同条に規定する取扱物品以外のものを売買してはならない。

- 2 卸売人又はせり人は、販売の委託者又は仲買人と気脈を通じて不当な行為をしてはならない。
- 3 仲買人は、談合その他の不正な行為をしてはならない。

4 知事は、卸売人、仲買人又はせり人が前各項の規定に違反したときは、期間を指定して当該卸売人、仲買人又はせり人の業務を停止させることができる。

5 前項に規定する処分により生じた損害については、知事は、その賠償の責を負わない。

(監督)

第十七条 知事は、魚市場における業務の適正かつ健全な運営を確保するため、必要があると認めるときは、卸売人、仲買人又は荷さばきをする者に対し、それらの者の業務に関し、適当な措置を講ずることを命じ、若しくは必要な指示をすることができ。

(報告及び検査)

第十八条 卸売人は、その日の取引の数量及び価格を知事に報告しなければならない。

2 知事は、この規則の目的を達成するため必要があると認めるときは、卸売人若しくは仲買人に対し、その業務に関し報告を求め、又は知事が命じた職員をして帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

できる。

(魚市場における取引)

第十九条 魚市場においては、卸売人と仲買人との間の売買以外の売買をしてはならない。ただし、知事が止むを得ないと認めた場合はこの限りでない。

(立入制限)

第二十条 知事は、必要があると認めるときは、魚市場に立ち入ることを禁止し、又は制限することができる。

(禁止行為等)

第二十一条 魚市場を使用する者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 鮮度不良、腐敗等により衛生上有害と認められるものを搬入しないこと。
- 二 搬入物品につき廃物又は汚物が生じた場合は、速やかに魚市場外に搬出して処理しなければならないこと。
- 三 搬入物品を魚市場内に長時間放置しないこと。

四 作業終了後、その作業に使用した施設を速やかに清掃しなければならないこと。

五 前各号に掲げるもののほか、魚市場の施設を損傷する行為若しくは荷役能力を低下させる行為又は魚市場の秩序を乱す行為その他魚市場の機能を妨げる行為をしないこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第一号

鳥取県宮境港魚市場卸売人許可申請書

一 卸売人の住所、氏名、生年月日(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

二 申請の事由

三 事業計画

四 開業の期間 昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで

五 使用料

六 指定仲買人の数

七 その他参考事項

右のとおり、鳥取県宮境港魚市場を使用して卸売業務を営みたいので、関係書類を添えて申請します。

昭和 年 月 日

住所 氏名 殿

様式第二号

鳥取県知事 殿

誓約書

鳥取県宮境港魚市場卸売人として従事するうえは、関係法令を守り、誠実に業務を営みます。

右の関係法令に違反その他不都合があったときは、相当の処分を受けても異議の申し立てはしません。

昭和 年 月 日

住所 氏名 殿

様式第三号

鳥取県宮境港魚市場使用願

一 使用区域

二 使用目的

三 使用時間 月 日 午前 時 分から 約 時間 分

四 荷さばき数量

五 使用料

六 その他参考事項

右のとおり、鳥取県宮境港魚市場を使用したいので、許可して下さるようお願いいたします。

昭和 年 月 日

住所 氏名 殿

鳥取県知事 殿

様式第四号

卸売人辞退届

昭和 年 月 日 付第 号で、卸売人の許

可を受け卸売業務を営んでおりましたが、つ合により、本日付で卸売人を辞退しますので、お届けします。

昭和 年 月 日

住所 氏名 殿

鳥取県知事 殿

様式第五号

鳥取県宮境港魚市場施設き損又は滅失届

一 き損個所又は滅失物

二 き損又は滅失の原因及びその日時

三 き損又は滅失による原形復旧計画

右のとおり、鳥取県宮境港魚市場施設をき損(滅失)しましたので、お届けしますから、何分の御指示をお願いします。

昭和 年 月 日

住所 氏名 殿

鳥取県知事 殿

様式第六号

仲買人及びせり人届

仲買人

(本籍地、現住所、氏名、生年月日、指定年月日、過去一ヶ年間の取扱高、他の卸売業者の指定を受けている場合は、その卸売業者名を記入のこと。)

せり人

(本籍地、現住所、氏名、生年月日、指定年月日、経験年数を記入のこと。)右のとおり、仲買人及びせり人を指定しましたので、お届けします。

昭和 年 月 日

住所

氏名

鳥取県知事

殿



昭和四年四月五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

発行所 鳥取県鳥取市東町丁目 鳥取県鳥取市桑谷町取 印 刷 所 県